

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223-1892
町民会館	☎ 223-0731	芦屋東公民館	☎ 222-1981
芦屋中央病院	☎ 222-2931	総合体育館	☎ 222-0181
中央公民館	☎ 222-1681	芦屋釜の里	☎ 223-5881
図書館	☎ 223-3677	芦屋歴史の里	☎ 222-2555

健康・福祉

ぱくぱく教室参加者募集

〜離乳食・幼児食作り〜

大人の食事をつくりながら、子どもの年齢にあわせて離乳食や幼児食づくりを体験できる教室です。同じ環境のママ・パパたちとゆっくり料理を楽しみましょう。



▽とき 12月13日(金)・午前9時15分〜午後1時(9時から受け付け)

▽ところ 中央公民館4階調理室

▽対象 町内に住んでいる就学前の子どもの保護者

▽定員 16組

▽参加費 大人400円、子ども150円

※離乳食は、保護者の試食のみです。※子どもの食事は、満1歳6カ月以上に限ります。

※調理中の子どもの世話は保育スタッフが行います。

▽持ってくるもの エプロン、三角巾、手拭きタオル、スリッパ、筆記用具など

▽申し込み 12月6日(金)までに、健康づくり係(☎223局3533)へ

ハロー！Baby教室に参加してみませんか

赤ちゃんを迎えるための教室です。楽しく子育ての勉強をしませんか。

▽とき 12月15日(日)・午前9時15分〜午後0時30分ごろ(9時から受け付け)



▽ところ 中央公民館和室

▽内容 助産師による赤ちゃんを迎えるための話、風呂の入れ方(実習)、マタニティヨガ、パパの妊婦体験、栄養士による妊娠中の栄養の話

▽対象 妊婦とそのパートナー

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 母子健康手帳、母子健康手帳副読本、筆記用具、バスタオル

▽申し込み 12月11日(金)までに、健康づくり係(☎223局3533)へ

在宅療養への取り組み

●在宅療養を知っていますか

在宅療養とは、病気や障がいなど、さまざまな事情により医療や介護を必要とする状態になった高齢者などが、住み慣れた自宅や地域で必要な医療や介護サービス

継続して受けることです。

そのために、

遠賀郡や中間市の医師会、歯科医師会、介護サービス事業者など、地域の医療・

介護の関係機関

が連携し、必要とされるサービスを切れ目なく提供するための「在宅医療・介護連携推進事業」に取り組んでいます。

●在宅医療と介護に関する相談は

遠賀中間医師会在宅総合支援センターでは、遠賀郡4町・中間市と連携し在宅療養生活を支援するため、在宅医療と介護に関する各種相談を受け付けています。また、在宅総合支援センターの職員が、地域のサロンなどに出向き、在宅医療に関する出前講座を行っています。気軽に問い合わせてください。

在宅総合支援センターや遠賀郡4町・中間市のホームページには、在宅医療を支援してくれる医療機関や介護サービス事業者などの一覧を掲載しています。

▽問い合わせ 遠賀中間医師会在宅総合支援センター(☎281局3100)、芦屋町地域包括支援センター(☎223局3581)



12月3日(火)～9日(月)は 障害者週間です

障害者週間とは、障がい者の福祉への関心と理解を深め、障がい者が社会や経済、文化そのほかあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

「障がい」は、その人の体や心にある「機能の障がい」と社会につくられているバリア(障壁)の両方できり出されています。障がいのある人もない人も障がいに関する知識と理解を深め、物理的・心理的なバリアをなくしていくことが大切です。皆が障がいを正しく理解し、日常生活や社会活動のなかでサポートすることで、障がいのある人たちの社会参加の機会が広がります。

芦屋町では障害者週間にあわせて、芦屋町図書館に関連図書コーナーの設置と人権まつり会場で障がい者に関する啓発を行います。ぜひお立ち寄りください。

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係 (☎2223局3530)

認知症講演会のお知らせ

認知症になっても地域で安心して暮らしていくためには、周囲の人の理解と支援が必要です。認知症に対する正しい理解を深めるために、今回は、認知症予防の話や認知症の気になるサインなど、わかりやすい講演会を行います。誰でも参加できます。

「もの忘れが心配」「認知症ってどんな病気だろう」など、認知症のことを一緒に学んでみませんか。

▽とき 12月21日(土)・午前10時～11時30分(9時30分から開場)

▽ところ 中央公民館2階会議室

▽内容 【講演】認知症は予防できる～予防と早期発見のポイント～
【講師】輪田 順一さん(みずほ内科・歯科クリニック副院長)
※「もの忘れ相談プログラム」の体験コーナーもあります。

▽参加費 無料

▽問い合わせ 芦屋町地域包括支援センター (☎2223局3536)

相談

人権生活相談を

ご利用ください

毎月2回の定例相談のほかに、

随時相談を受けています。

●12月3日(火) 土肥孝明相談員

●12月19日(金) 橋本求相談員

※時間は、いずれも午後2時～4時

▽ところ 中央公民館

▽相談内容 人権に関することや生活、就職、進学相談など

※定例日以外の相談は、直接相談員に連絡してください。

●土肥相談員(高浜町21番18号 ☎2222局0044)

●橋本相談員(幸町8番18号 ☎223局3203)

特設人権相談所を開設

人権や法律の問題で困っている人は気軽に相談してください。



▽とき 12月12日(金)・午後1時30分～3時30分

▽ところ 中央公民館学習室

▽相談内容 家庭、相続、登記の戸籍、金銭、いじめ・不登校の人権問題など

▽相談員 人権擁護委員

▽相談料 無料

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係 (☎2223局3530)

※事前に相談内容などを連絡してください。

生活保護電話相談会

仕事や生活などの経済的な不安に司法書士が電話で相談に応じます。



▽とき 12月14日(土)・午前10時～午後3時

▽相談内容 生活保護の要件や申請方法、生活保護受給中の借金問題、生活保護の停止や廃止など

▽相談料 無料

▽相談・問い合わせ 福岡県司法書士会事務局 (☎092) 722局4131)

無料法律相談

▽とき 12月17日(火)・午後1時30分から

▽ところ 役場4階会議室

▽定員 7人(先着順)

▽受け付け 12月4日(金)から、庶務係 (☎2223局3572)へ

※相談時間は1人約20分です。

※遅れるときや相談の取り消しをするときは、必ず連絡してください。

※相談の内容に応じた、契約書などの関係書類(写しでも可)を持参してください。

募集

町の任期付職員募集

【芦屋釜の里工房業務従事者】

▽募集人数 1人

▽勤務地 芦屋釜の里

▽業務内容 茶の湯釜をはじめとする鋳物の製作技術習得、芦屋釜の里業務の補助

▽勤務時間 午前8時30分～午後5時15分(休憩60分)

▽勤務形態 週5日勤務

※シフトにより土日祝日勤務あり

▽賃金 月額18万7000円

※採用前の職歴などにより調整を行う

※その他諸手当あり

▽応募要件 平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかに該当する人

①大学で鋳金に関する課程を専攻した人

②工芸分野の技術職として4年以上の実務経験のある人

③専門学校・短期大学・大学などで、工芸分野に関する課程を専攻した人

▽勤務開始日 令和2年4月1日(木)

▽申し込み期限 12月13日(金)まで

▽申し込み・問い合わせ 人事係
(☎2223局3574)

※申込書は、人事係にあります。また町のホームページからダウンロードできます。

保育所(園)・認定こども園の利用申し込み(新規)受け付け

令和2年4月からの保育所(園)・認定こども園(保育利用)の新規申し込みを受け付けます。

▽受付期間 12月5日(木)～令和2年1月10日(金)

▽入所対象 3カ月児から

▽入所要件

①同居の家族が仕事などで保育ができない家庭

②出産や病気、介護、看護などで保育ができない家庭など

▽提出書類

①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育認定申請書(世帯全員の個人番号の記載が必要です)

②保育利用申込書

※0歳児は母子健康手帳の写しが必要が必要です。

③保育を必要とすることの証明書類(所属する会社の雇用証明書など)

④平成31年1月1日に芦屋町に居住していない場合は、前居住地での所得課税証明書

※提出書類の様式は窓口で配付、または町のホームページでダウンロードできます。

※事前に入所を希望する施設の見学を済ませたうえで、申し込んでください。

※施設見学は各施設に申し込んでください。

※芦屋町外の保育所、認定こども園(保育利用)を希望する場合も、芦屋町役場での手続きが必要ですので注意してください。

※令和2年3月に入所を希望する場合の申し込み期限も1月10日(金)です。

▽申し込み・問い合わせ 子育て支援係(☎2223局3537)

新婚世帯・子育て世帯

民間賃貸住宅家賃補助金申請

町内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯や、町外から転入した子育て世帯に、最長36カ月(3年間)で最大72万円を商工会商品券で交付します。

▽対象世帯 新婚世帯、子育て世帯

※新婚世帯は平成28年4月1日以降に婚姻届を提出し、夫婦の合計年齢が80歳未満の夫婦を含む世帯。また、最初の補助金の交付申請日に、婚姻の届け出の日から1年以内の夫婦が世帯に含まれていること。

※子育て世帯は28年4月1日以降に転入し、転入時点で6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを含む世帯

▽対象住宅 町内の民間賃貸住宅

※ただし、町営住宅、社宅、官舎、寮その他の給与住宅、借り上げ公共賃貸住宅、対象世帯の親族(新婚夫婦の2親等以内、子育て世帯の未就学児の3親等以内)が所有する住宅は除きます。

▽対象要件 居住する世帯全員の町税などの滞納がないこと。自治区に加入していること。世帯員のいずれかが、自己の居住のために所有者との間に賃貸借契約を締結し、家賃を支払っていること。生活保護法による住宅扶助、その他公的制度による家賃補助を受けていないことなど

▽対象期間 最長36カ月(3年間)

※ただし、令和2年3月31日(木)までに婚姻の届け出をした人、転入者に限ります。

▽交付額 月額上限2万円

※勤務先からの住宅手当などを引いた家賃(管理費、共益費、駐車場使用料などを除く)の額に対し、月額上限2万円を最長36カ月(3年間)、芦屋町商工会が発行する商品券で年度分を一括

交付します。

▽申込期間 12月2日(日)～27日(金)

※申請に必要な書類は、環境住宅課窓口にあります。また、ホームページからもダウンロードできます。

▽問い合わせ 住宅係 (☎2223局3540)

対象者へ通学費年額2万円を補助します

芦屋町に居住する高校生などの通学費の負担軽減を目的に年額2万円を補助します。

※令和元年度中に、芦屋町高校生等通学費補助を利用し、定期券の半額補助を受けている人は対象になりません。

▽対象 高校生など(原則として18歳になる年度末)の保護者。ただし、次の人は対象外です。

①令和元年度中に、芦屋町高校生等通学費補助を利用し、定期券の半額補助を受けている人

②申請時点で芦屋町に居住(住民基本台帳に記録)していない人

③生活保護やそのほかの通学費補助を受けている人

④同一世帯で町税などの滞納がある人

⑤同一世帯に暴力団員、または暴力団関係者がいる人

▽申請時期 令和2年1月6日(日)～2月28日(金)

▽申請に必要なもの

①芦屋町高校生等通学費補助金交付申請書

②芦屋町高校生等通学費補助金申請者調査書

※①、②、手引き書は芦屋町のホームページからダウンロードできます(記入例も掲載しています)。学校教育課の窓口にもあります。

③在学証明書(12月1日(日)以降のもの。生徒手帳不可。)

④振り込みを希望する通帳の写し

⑤印鑑(認印可)

右記の書類と印鑑を持って学校教育係へ申請してください。

※なお、通学費2万円補助を希望する場合は毎年度申請が必要になります。

▽交付日 交付決定後、4月に交付します。

▽問い合わせ 学校教育係 (☎223局3547)

体育施設利用の年間登録を受け付けます

総合体育館や小体育館、小・中学校体育館などの体育施設を年間をおとして利用したい団体は、申し込んでください。

▽利用期間 令和2年4月1日(日)

から1年間

▽登録条件 活動上施設の定期的な確保が必要な8人以上の団体で、町内者を6割以上含むこと

▽申し込み 令和2年1月17日(金)までに、総合体育館(☎2222局0181)へ

※申込書は総合体育館にあります。詳しくは、申込書で確認してください。

おしらせ

マイナンバーカード休日窓口開設

マイナンバーカードの受け取りや申請を受け付ける



ために次の日程で休日窓口を開設します。平日、仕事や学校などで忙しく来庁できない人は、この機会を利用してください。マイナンバーカードがあればコンビニエンスストアで証明書を取得できます(芦屋町は令和2年1月開始予定)。

▽とき 12月15日(日)、令和2年1月18日(日)・午前8時30分～正午

▽ところ 役場住民課窓口

▽持つてくるもの

【申請】 申請書、申請書貼付写真(写真がない場合は、申請時に無料で撮影します)、印鑑、通知カード、本人確認書類、住民

基本台帳カード(持っている人のみ)

【受け取り】 交付通知書、印鑑、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人のみ)

※本人確認書類は、公的機関が発行した免許証などの顔写真付きは1点、健康保険証などの顔写真がないものは2点必要です。

※受け付けは本人のみです。

▽問い合わせ 住民係 (☎2223局3531)

2020年農林業センサスを行います

農林水産省では、令和2年2月1日(日)現在で、「2020年農林業センサス」を行います。この調査は、国の農林業・農山村地域の実態を明らかにするもつとも基本的な調査です。12月中旬から調査員が農林業関係者の皆さんを訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いいたします。

調査票に記入された事項は、統計以外の目的には使用されません。皆さんのご協力をお願いします。

▽問い合わせ 農林水産係 (☎223局3544)

おしらせ

健康優良家庭を表彰します

芦屋町国民健康保険では、国民健康保険に加入している世帯の被保険者全員が1年間医療機関などを受診しておらず、また、国民健康保険税に滞納がないなどの世帯を健康優良家庭として表彰しています。



このたび、平成30年度の健康優良家庭に該当する世帯主に対して、12月上旬に記念品を贈ります。

今後も町の健康診査を大いに活用し、健康を保持してください。

▽問い合わせ 保険年金係 (☎223局3532)

夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の日程で夜間飛行訓練を行います。

【ジェット機】

▽とき 12月9日(日)・10日(火)の日没から午後9時ごろまでの間(予備日) 11日(水)・12日(木)・16日(月)・17日(火)

【救難ヘリコプター・救難搜索機】

毎週月・火曜日の日没から午後9時ごろまで行います。

町・県民税の申告に関するお願い

12月2日(日)に、平成30年中の収入申告をしていない人に対して、申告ハガキを送付しますので、申告に必要な下記のものをそろえて、申告の手続きをお願いします。

注 国民健康保険に加入している人は、収入がない場合でも申告が必要です。平成30年中の収入が、一定所得以下の世帯には国民健康保険税軽減措置がありますが、世帯内に申告していない人がいる場合、軽減措置を受けることができません。

▷とき 12月27日(金)まで(土日祝日を除く)

▷ところ 役場税務課窓口

▷持ってくるもの

- 申告ハガキと印鑑(代理申告の場合は代理人の印鑑)
- 所得の内容がわかるもの(源泉徴収票など)
- 事業所得などがある人は経費がわかるもの(帳簿、領収書など)
- 生命保険、地震保険などの控除証明書
- 障害者手帳など(交付を受けている人のみ)

▷問い合わせ 課税係 (☎223局3534)

▽問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地 渉外室 (☎223局0981 内線254)

年末年始のごみと尿の収集を休みます

●ごみ 12月29日(日)〜令和2年1月3日(金)の収集を休みます。

※12月31日(火)のもえるごみは収集

●粗大ごみ受付センター 12月28日(日)〜1月5日(日)まで休みます。

●リレーセンターへの自己搬入 12月28日(日)・午後4時30分まで受け付けます。

※12月29日(日)〜1月3日(金)は搬入できません。

●し尿 12月28日(日)〜1月5日(日)

JA北九 10th Anniversary

合併10周年 記念定期貯金 キャンペーン

【取扱期間】 令和元年7月1日(月)～令和2年3月31日(火)

●対象者：個人の方(組合員及びみなし組合員の方)

●預入期間：1年 ●特別金利：年0.10%

おかげ様で10周年 特別金利 店頭表示金利の **10倍**

(取扱い期間中の店頭表示金利は令和元年6月21日の店頭表示金利0.01%を適用します。)

JA北九 芦屋支店 TEL 223-0181

～集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ～

B型肝炎訴訟 無料個別相談会

給付金請求

1/23(木) ハピネスなかま 会議室2

1/24(金) 黒崎ひびしんホール 会議室B

完全予約制 ☎0120-013-621 9:00～18:00 無料電話相談 同時受付中!

昭和16年7月2日～昭和63年1月27日生まれ 50万円～3,600万円 着手金・相談料 無料 成功報酬制 ※訴訟費用別途

弁護士法人 プレシヤス総合法律会計事務所

東京都新宿区四谷4-3 福園ビル6-A 【営業時間】平日 9:00～18:00

TEL 03-5363-6333 FAX 03-5363-6334 http://precious-law.jp E-mail: info@precious-law.jp

の収集を休みます。臨時収集を希望する人は、12月20日(金)までに、収集業者へ直接申し込んでください。

【収集業者連絡先】

- 芦屋地区Ⅱ(有) 環整 (☎2223局0402) 山鹿地区Ⅱ(有) 太洋社 (☎293局3331)
- ▽問い合わせ ごみ収集Ⅱ環整・公園係 (☎223局3538)、し尿収集Ⅱ下水道係 (☎223局3549)

※12月15日発行の広報あしやに折り込まれる「1月の行事表」で地区割りの収集日を確認してください。

スプレー缶・カセットボンベの出し方

使い終わったスプレー缶やカセットボンベなどは「ビン・カンごみ」として回収していただきます。穴を開けずに



回収している市町村もありますが、穴を開けていないスプレー缶が混入していたことで、ごみ収集車の火災事故も発生しています。使い終わったスプレー缶やカセットボンベなどをごみに出すときは、必ず穴を開けてください。

▽手順

1 ガス(中身)を使い切り、空になったことを確認する

スプレー缶を振って、中身が残っていないか確認してください。

「シヤカシヤカ」という音がしたらまだ中身が残っている可能性があります。音がしなくなるまで中身を使い切ってください。

2 缶に穴を開ける

火の気のない風通しの良いところで穴を開けてください。金づちや釘を使用すると火花が発生し、中身のガスに引火する恐れがあるため危険です。市販されている穴開け器や缶切りを使用してください。

3 「ビン・カン」の指定袋でごみ出しをする

穴を開けたスプレー缶やカセットボンベなどは、「ビン・カン」指定袋で決められた日にごみ出しをお願いします。

▽問い合わせ 環境・公園係 (☎223局3538)

境界問題無料相談会

近隣との境界問題や土地、建物に関する測量や登記に関して、困っていることがあれば相談してください。



▽とき 令和2年1月8日(函)、3月11日(函)・午後1時~4時

▽ところ 福岡県土地家屋調査士会北九州支部事務局(小倉北区田町)

▽定員 1日6枠(相談時間30分)

※事前に予約が必要です。

▽問い合わせ 福岡県土地家屋調査士会事務局 (☎092)741局5780)

※平日午前10時~午後5時(正午~午後1時を除く)

子どもの教育資金を国の教育ローンがサポート



「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校や海外の学校などに入学・在学する子どもがいる家庭を対象とした公的な融資制度です。

▽融資額 子ども1人につき350万円以内

▽金利 年1.66%(ひとり親家庭は年1.26%)

※令和元年11月1日現在

▽返済期間 15年以内(ひとり親家庭は18年以内)

※詳しくは、ホームページをご覧ください(「国の教育ローン」で検索)。

▽問い合わせ 教育ローンコールセンター(☎0570-0008-656)

~社会福祉法人まつかぜ会からのお知らせ~

当法人は平成2年発足以来、特別養護老人ホーム「まつかぜ荘」を運営してきましたが、昨年度より各種の新規事業に取り組んでいますのでお知らせいたします。

特別養護老人ホームまつかぜ荘

(障がいサービス) 共生型短期入所事業(ショートステイ)

(障がいサービス) 共生型生活介護事業(デイサービス)

グループホーム あおぞら

(介護サービス) 認知症対応型共同生活介護事業

ケアサポートまつかぜ(24時間対応)

(介護サービス) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業

まつかぜ苑(令和2年2月1日開設)

(障がいサービス) 日中サービス支援型共同生活援助事業

※まつかぜ苑の申込受付は令和元年12月2日から20日まで

(問合せ先) 特別養護老人ホームまつかぜ荘 芦屋町緑ヶ丘2番2号 093-222-0765

広告

広告

おしらせ

クリスマス&お正月クラフトマーケット

障がい者小規模作業所や町の活動団体などの手作り小物やクリスマス・正月飾りの展示・販売を行います。



▽とき 12月2日(日)〜21日(土)・午前9時〜午後5時30分(21日は午後2時まで)
※日曜休館

▽ところ 町民会館2階ボランティア活動センター
▽問い合わせ ボランティア活動センター(☎2221局1011)

芦屋東公民館講座

〜フラワーアレンジメント〜

正月に向けての花のアレンジを学びます。

▽とき 12月21日(土)・午後1時〜3時

▽ところ 芦屋東公民館集会室
▽対象 町内に住んでいるか、通勤している人

▽定員 20人(先着順)

▽参加費 2000円

▽持ってくるもの 花ばさみ、タ

オル、作品持ち帰り用の袋
▽申し込み 12月4日(木)〜15日(土)・午前8時30分〜午後5時までに芦屋東公民館(☎2222局1981)へ
※月曜日は休館です。

中央公民館講座

■シビックプライド醸成講座I
「芦屋基地を見て回ろう」

芦屋基地の航空機やさまざまな装備品などを間近で見学することができ、部隊担当者から説明を受けたり、一般隊員と同じメニューの食事を食べたりすることができ、中止になることがあります。



▽とき 令和2年1月24日(金)・午前10時〜午後2時

▽ところ 航空自衛隊芦屋基地
▽定員 24人(高校生以下は申し込みできません。先着順)

※なお、より多くの人に芦屋基地を知ってもらうために、初めて参加する人を優先します。初めての人が定員に満たない場合に、2度目以上の人に申し込み順で参加していただきます。

年末の交通安全運動 12月11日(水)〜31日(火)

交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を目的に、12月31日(火)まで県下一斉に交通安全運動が行われます。

一人ひとりが交通ルールや交通マナーを守ることの大切さを理解し、自分の命は自分で守る意識を身につけましょう。

▷重点項目 飲酒運転撲滅、子どもと高齢者の交通事故防止

【飲酒運転ダメ!絶対!】

飲酒運転は犯罪です。

「飲酒運転は、絶対しない、させない、許さない。そして、見逃さない」ことを徹底しましょう。

飲酒運転を見かけたら、**迷わず110番通報**しましょう。

▷問い合わせ 地域振興・交通係(☎223局3539)



▽参加費 393円(昼食代。自衛隊に前納するため、必ず12月22日(日)までに中央公民館に持ってきてください。一旦納入されたお金は返金できません)。
▽申し込み 12月4日(木)〜17日(火)・午前9時〜午後5時に中央公民館(☎2222局1681)へ
※月曜日は休館です。

15%プレミアム付き
ここに商品券追加販売します

町内で利用できる15%プレミアム付き商品券を追加販売します。

▽販売金額 1冊1万円(5000円の商品券が23枚)
※11500円分あります。
▽商品券使用期限 令和2年2月29日(土)まで
▽購入限度冊数 1人5冊まで(先着順)

▽販売日 12月10日(火)から売り切れまで・午前9時〜午後4時(土日祝日除く)

▽購入時に必要なもの 本人確認ができるもの

▽販売場所・問い合わせ 芦屋町商工会(☎2222局2111)

平成30年7月豪雨災害義援金へのご協力ありがとうございました

皆様のご協力により、10月末までに12万325円の義援金が集まりました。

義援金は、日本赤十字社を通じて被災地へ送付させていただきました。

現在は、10月に発生した「台風19号災害」に伴う義援金の募金箱を設置しています。

皆様のご協力をよろしくお願いします。

▷募金箱設置場所 役場1階総
合案内・2階総務課窓口、総合
体育館、芦屋町図書館、芦屋東
公民館、山鹿公民館、町民会館、
芦屋釜の里、芦屋歴史の里

▷受付期間 令和2年1月中旬まで

▷問い合わせ 庶務係 (☎223局3572)



芦屋歴史紀行

その二百八十三

遠賀川物語⑧ 船頭たちの「川筋気質」

落政時代、筑豊の鉱山では斜陽の農民・漁民・手工業者・浪人・浮浪者・囚人などを坑夫として使用していたこともあり、炭鉱地帯の気風は荒んだものでした。明治に入ってからさらには多くの他所者が流れ込み、ひどい納屋制度のもとで賭博・酒・女・喧嘩といった日常生活を繰り広げ、自然に親分子分・兄弟分の間人間関係を結んで、一種遊侠風の土地柄をつくり上げていきました。

五平太船と称された川船の船頭たちの気風も荒いものでした。「平太船頭のどこ見て惚れた、色は黒いが川筋育ち、喧嘩早いが情にはもろい、水にうつしたサラシベこ」という歌にみられるように、船頭たちは夏はフンドシ一本、冬はドンザを着て船を操りました。炭坑夫と同じように、飲む、打つ、買う、それに喧嘩が日常でした。



船頭仲間に

▷折尾村切抜通舟景も親分子分・

兄弟分の義理人情に厚い人間関係が生まれました。「かういふ徒の集団だから、その日常も常規を以て律し難きものが多く、荷物・荷主の争奪は勿論舟の縁がさはったとか、後から来て追い越したとか言ふ場合に仁義をしなかつた事から、随所に船頭どもの争斗が始まって、血腥い出入は、殆ど毎日」(吉田磯吉翁伝)でした。船頭の出身地は昔屋、山鹿、広渡、立屋敷、埴生(現中間市)、木屋瀬、植木・直方(2つとも現直方市)、御徳・小竹(2つとも現小竹町)、鯉田・片島(2つとも現飯塚市)、中泉など、遠賀川の本流支流沿岸の町村で、堀川沿いの折尾・陣原の人、洞海湾岸の若松・黒崎の人、も交じていました。宗像郡の地ノ島・波津・鐘崎などからも来ており、また島根県の人もいたそうですが、ほとんどが土地の人でした。

遠賀川筋に生まれた任侠風の気風が「川筋気質」です。それは頼まれたいやと言わず、犠牲になって働くといった「親分肌」、気は荒いが淡白な気性、義理人情に生き義侠心には富んでいるが、「何んちかんち言いなんな、理屈はなかない」というふう

無用、腕でこい、の世界でした。地域社会的な性格のものでもあります。淡白で潔く、きびきびした川筋の船頭たちは「キリクサン」と呼ばれ、自分たちも「キリクサン」になるように努めました。もうけた金は気前よく使い、明日は考えないといった「キリクサン」的感覚は、「遠賀土手行きや雁が鳴く、家じゃ妻子が泣きすが、喧嘩ばくちにすねた身は、川筋男の意気のよさ」の歌にみられるような、刹那的、浪費的、遊興的な気分にも通じるものでした。遠賀川流域に発生した川筋気質は、筑豊とは縁の深い若松へも浸透して、それは若松の町の性格の底流にもなっていました。

明治24(1891)年は遠賀川の洪水によって、川船が大打撃を受けた年で、またこの年は、筑豊鉄道が開通して、川船の運命を決した年でもあります。船頭の親方のなかには鉱山の納屋頭や坑主に転じた人もいました。大正鉱業の創始者伊藤伝六・伊藤伝右衛門父子も、川船の船頭上がりです。昔屋に生まれて青年のころ川船に乗っていた吉田磯吉は、若松に移住して任侠として知られ、大正4(1915)年に代議士となりました。(昔屋歴史の里)